

社会福祉法人光明福社会役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光明福社会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬をいい、費用とは明確に区分されるものである。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、日当、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものである。

(報酬額の決定)

第3条 役員等の報酬は、各年度の総額が以下の金額の範囲内で支給する。

- (1) 理事の報酬総額は、年額78万円以内とする。
- (2) 監事の報酬総額は、年額16万円以内とする。
- (3) 理事長、理事及び監事の報酬額は別表1に定めるところによる。
- (4) 役員等が理事会、評議員会及び委員会等に出席したとき、又は監事が監査会に出席したときは、別表1の報酬及び費用弁償を支給する。

(報酬及び費用弁償の支給)

第4条 役員等に対しては、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、苦情解決第三者委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、別表1に定める報酬及び費用弁償を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬及び費用弁償を支給する。
- 3 役員等が、法人の業務又は会議等のため町外へ出張したときは、別表1による報酬に併せて、別表2による日当、宿泊料及び交通費として光明福社会旅費規程第3条から第6条及び第9条第1項から第2項までの規定を準用して計算した額の合計額を費用弁償として支給する。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第5条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬及び費用弁償は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。
- 3 理事長の報酬は、10月と3月に支払うものとし、理事長以外の役員等は、会議等の都度支払うものとする。
- 4 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求があった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 平成29年度分の理事長の報酬額は、平成30年1月1日から平成30年3月31日に係る分として年額の12分の3月分を平成30年3月に支払うものとする。
- 3 平成30年2月7日一部改正、平成30年1月1日から適用する。

別表1 第4条第1項関係（役員会等の報酬及び費用弁償）

名 称	報 酬 額	費用弁償額
理事長（年額）	480,000 円	1回 1,000 円
理事（日額）	5,000 円	1回 1,000 円
監事（日額）	5,000 円	1回 1,000 円
評議員（日額）	5,000 円	1回 1,000 円
評議員選任・解任委員（日額）	5,000 円	1回 1,000 円
苦情解決第三者委員（日額）	5,000 円	1回 1,000 円

別表2 第4条第3項関係（費用弁償）

(1) 日当額

区 分	日 当 額		
	甲 地 方	乙 地 方	県 外
役員等	1, 5 0 0 円	2, 5 0 0 円	3, 0 0 0 円

(2) 日当額（片道100キロメートルを超え、日帰りの場合）

	日 当 額	
	乙 地 方	県 外
役員等	3, 5 0 0 円	4, 0 0 0 円

(3) 宿泊料

区 分	宿 泊 料	
	乙 地 方	県 外
役員等	1 2, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円

備 考

- 1 「甲地方」とは、宮古市、釜石市及び大槌町をいう。
ただし、午前中、又は午後出張の場合の日当額は、(1)の半額を支給する。
- 2 「乙地方」とは、甲地方以外の県内の地域をいう。
- 3 会議等の宿泊で、(3)に定める額を超える宿泊料の指定があった場合は、その超える額を加算して支給する。